表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

		運行系統名等	運行系統		. 系統	計画	計画	利便増進特	運送継続特		地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
市区町村名	運送予定者名	(申請番号)	起点	経由地	終点	キロ程 運行 日数		運行 回数	特 例 措 置		運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7·9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
	富士急モビリティ 株式会社	(1) 寄線	新松田 駅	上茶屋	寄	往 10.5 km 復 10.5 km	365日	3770.5回			路線定期運 行	1	新松田駅バス停で 地域幹線系統新松 田小田原線と接続	2
	富士急モビリティ 株式会社	(2) 寄線	新松田 駅	神山 長寿橋	寄	往 17.8 km 復 17.8 km	243日	121.5回			路線定期運 行	1	新松田駅バス停で 地域幹線系統新松 田小田原線と接続	2
松田町	富士急モビリティ 株式会社	(3) 寄線	新松田 駅	上茶屋 長寿橋	寄	往 17.1 km 復 17.1 km	243日	364.5回			路線定期運 行	1	新松田駅バス停で 地域幹線系統新松 田小田原線と接続	2
		(4)				往 km 復 km	Ш							
		(5)				往 km 復 km	日	П						

(注)

- 1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 4.「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記
- 5.「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

市区町村名	松田町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	2,831
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

対象地区	根拠法
	対象地区

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定 年月日及び特例適用開始年度

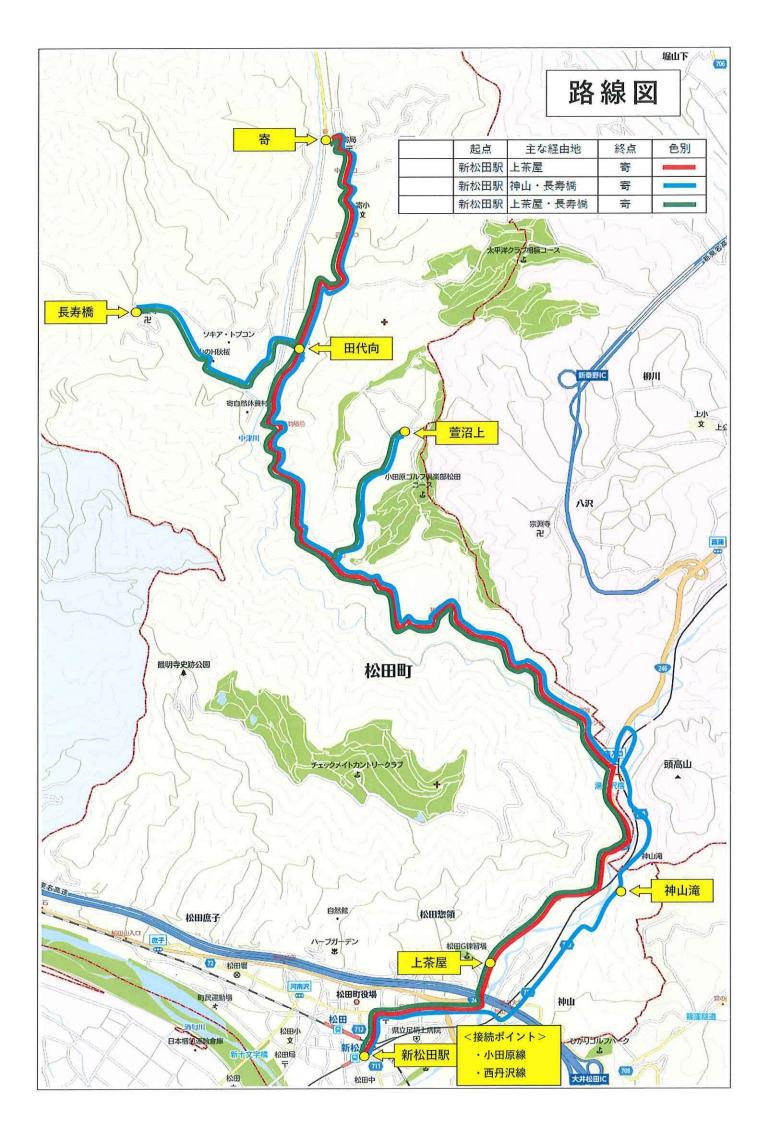
計画名	策定年月日	特例適用開始年度
松田町地域公共交通計画	令和6年3月28日	

(1)記載要領

- 1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する 交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に 記載すること。
- 2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律 (根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名 等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
- 5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と 記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運 輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
- 6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送 サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。 (ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)



令和7年度 補助金カレンダー

令和6年 10月										
日	月	火	水	木	金	土				
		1	2	3	4	5				
6	7	8	9	10	11	12				
13	14	15	16	17	18	19				
20	21	22	23	24	25	26				
27	28	29	30	31						
平日数	22	土曜日数	4	日祝日数	5	31				

令和6年 11月										
日	月	火	水	木	金	土				
					1	2				
3	4	5	6	7	8	9				
10	11	12	13	14	15	16				
17	18	19	20	21	22	23				
24	25	26	27	28	29	30				
平日数	20	土曜日数	4	日祝日数	6	30				

令和6年 12月										
Ш	月	火	水	木	耹	H				
1	2	3	4	5	6	7				
8	9	10	11	12	13	14				
15	16	17	18	19	20	21				
22	23	24	25	26	27	28				
29	30	31								
平日数	20	土曜日数	4	日祝日数	7	31				

令和7年 1月										
П	円	火	水	木	金	±				
			1	2	3	4				
5	6	7	8	9	10	11				
12	13	14	15	16	17	18				
19	20	21	22	23	24	25				
26	27	28	29	30	31					
平日数	19	土曜日数	4	日祝日数	8	31				

令和7年 2月										
日	月	火	水	木	金	H				
						1				
2	3	4	5	6	7	8				
9	10	11	12	13	14	15				
16	17	18	19	20	21	22				
23	24	25	26	27	28					
平日数	18	土曜日数	4	日祝日数	6	28				

令和7年 3月										
日	月	火	水	木	金	H				
						1				
2	3	4	5	6	7	8				
9	10	11	12	13	14	15				
16	17	18	19	20	21	22				
23	24	25	26	27	28	29				
30	31									
平日数	20	土曜日数	5	日祝日数	6	31				

令和7年 4月										
日	月	火	水	木	金	H				
		1	2	3	4	5				
6	7	8	9	10	11	12				
13	14	15	16	17	18	19				
20	21	22	23	24	25	26				
27	28	29	30							
平日数	21	土曜日数	4	日祝日数	5	30				

令和7年 5月										
日	月	月 火 水 木 金								
				1	2	3				
4	5	6	7	8	9	10				
11	12	13	14	15	16	17				
18	19	20	21	22	23	24				
25	26	27	28	29	30	31				
平日数	20	土曜日数	4	日祝日数	7	31				

令和7年 6月											
日	月	火	水	木	金	土					
1	2	3	4	5	6	7					
8	9	10	11	12	13	14					
15	16	17	18	19	20	21					
22	23	24	25	26	27	28					
29	30										
平日数	21	土曜日数	4	日祝日数	5	30					

	令和7年 7月											
日	月	月 火 水 木 金										
		1	2	3	4	5						
6	7	8	9	10	11	12						
13	14	15	16	17	18	19						
20	21	22	23	24	25	26						
27	28	29	30	31								
平日数	22	土曜日数	4	日祝日数	5	31						

	令和7年 8月										
日	月	火	水	木	金	±					
					1	2					
3	4	5	6	7	8	9					
10	11	12	13	14	15	16					
17	18	19	20	21	22	23					
24	25	26	27	28	29	30					
31											
平日数	20	土曜日数	5	日祝日数	6	31					

令和7年 9月											
日	月	土									
	1	2	3	4	5	6					
7	8	9	10	11	12	13					
14	15	16	17	18	19	20					
21	22	23	24	25	26	27					
28	29	30									
平日数	20	土曜日数	4	日祝日数	6	30					

ダイヤ暦年間合計 平日数 243 土曜日数 50 日祝日数 72

寄線(新松田駅~上茶屋~寄)

平日243日×11.5便/日=2794.5 土日祝122日×8便/日=976 合計 3770.5

寄線(新松田駅~神山~長寿橋~寄)

平日243日×0.5便/日=121.5 土日祝 運行無し 合計 121.5

寄線(新松田駅~上茶屋~長寿橋~寄)

平日243日×1.5便/日=364.5 土日祝 運行無し 合計 364.5

平日ダイヤ

新松田駅→湯の沢団地→萱沼入口→田代向→寄方面

新松田駅	6:50	7:20	9:05	9:40	10:55	12:10	14:05	15:05	16:05	16:40	17:40	18:45	19:15
上茶屋	6:55	7:25	9:10	9:45	11:00	12:15	14:10	15:10	16:10	16:45	17:45	18:50	19:20
神山			11	П	11								
松田ランド	6:57	7:27	9:12	9:47	11:02	12:17	14:12	15:12	16:12	16:47	17:47	18:52	19:22
湯の沢団地	6:58	7:28	9:13	9:48	11:03	12:18	14:13	15:13	16:13	16:48	17:48	18:53	19:23
萱沼入口	7:02	7:32	9:17	9:52	11:07	12:22	14:17	15:17	16:20	16:52	17:52	18:57	19:30
萱沼上			Ш					Ш	16:22				19:32
長寿橋				11					16:35				19:45
田代向	7:08	7:38	9:23	9:58	11:13	12:28	14:23	15:23	16:40	16:58	17:58	19:03	19:50
寄	7:15	7:45	9:30	10:05	11:20	12:35	14:30	15:30	16:47	17:05	18:05	19:10	19:57

寄→田代向→萱沼入口→湯の沢団地→新松田駅方面

寄	6:15	6:55	7:20	7:50	9:35	10:10	11:30	12:40	14:35	15:40	16:55	17:10	18:10	19:15
田代向	6:20	7:00	7:25	7:55	9:40	10:15	11:35	12:45	14:40	15:45	17:00	17:15	18:15	19:20
長寿橋	11			7:59		- 11	11:39							11
萱沼上	l li			8:14			11:54		11		ii i	ii	i	ii ii
萱沼入口	6:25	7:05	7:30	8:16	9:45	10:20	11:56	12:50	14:45	15:50	17:05	17:20	18:20	19:25
湯の沢団地	6:29	7:09	7:34	8:20	9:49	10:24	12:00	12:54	14:49	15:54	17:09	17:24	18:24	19:29
松田ランド	6:30	7:10	7:35	8:21	9:50	10:25	12:01	12:55	14:50	15:55	17:10	17:25	18:25	19:30
神山						l II	12:08					11	11	Ш
上茶屋	6:32	7:12	7:37	8:23	9:52	10:27	П	12:57	14:52	15:57	17:12	17:27	18:27	19:32
新松田駅	6:40	7:20	7:45	8:31	10:00	10:35	12:16	13:05	15:00	16:05	17:20	17:35	18:35	19:40

土休日ダイヤ

新松田駅→湯の沢団地→萱沼入口→田代向→寄方面

÷C1// CD ED	7.55	0.40	40.40	40.45	45.05	46.45	47.00	40.45
新松田駅	7:55	9:40	12:10	13:45	15:05	16:15	17:00	18:15
上茶屋	8:00	9:45	12:15	13:50	15:10	16:20	17:05	18:20
神山								
松田ランド	8:02	9:47	12:17	13:52	15:12	16:22	17:07	18:22
湯の沢団地	8:03	9:48	12:18	13:53	15:13	16:23	17:08	18:23
萱沼入口	8:07	9:52	12:22	13:57	15:17	16:27	17:12	18:27
萱沼上								
長寿橋								
田代向	8:13	9:58	12:28	14:03	15:23	16:33	17:18	18:33
寄	8:20	10:05	12:35	14:10	15:30	16:40	17:25	18:40

寄→田代向→萱沼入口→湯の沢団地→新松田駅方面

寄	8:25	10:10	12:40	14:15	15:35	16:45	17:30	18:45
田代向	8:30	10:15	12:45	14:20	15:40	16:50	17:35	18:50
長寿橋								
萱沼上								
萱沼入口	8:35	10:20	12:50	14:25	15:45	16:55	17:40	18:55
湯の沢団地	8:39	10:24	12:54	14:29	15:49	16:59	17:44	18:59
松田ランド	8:40	10:25	12:55	14:30	15:50	17:00	17:45	19:00
神山								
上茶屋	8:42	10:27	12:57	14:32	15:52	17:02	17:47	19:02
新松田駅	8:50	10:35	13:05	14:40	16:00	17:10	17:55	19:10

地理院地図 GSI Maps

